

住宅リフォームをお考えの方へ 令和7年度 大洗町住宅リフォーム補助金のご案内

町民の居住環境の向上及び地域経済活性化の一環として町内中小企業の振興を図るため、町内の施工業者を利用して、自宅の修繕や補修工事を行う場合、その経費の一部を補助します。

◇リフォーム工事とは

住宅の機能維持及び居住環境向上のための修繕・改築・増築・模様替え等をいいます。

◇対象者

(次のすべてに該当すること。)

- ・町に住民登録を行っていること。
- ・税金を滞納していないこと。
- ・補助対象となる住宅の所有者であり、継続して2年以上居住していること。
- ・対象者または対象住宅が、町で実施した住宅リフォーム補助金を過去10年度間(平成27年度～令和7年度)を受けていないこと。



◇対象住宅

町内に所有する自己の居住に供する家屋部分。

※店舗又は事務所等が併設されているものに関しては、住宅部分のみが対象となります。

※賃貸住宅、賃貸アパート、賃貸マンションは対象となりません。

◇必要な条件

- ・施工業者は町内に事業所等を有する業者であること。
個人事業所の場合は、代表者が町に住民登録し、生計を営んでいること。
- ・対象工事費(消費税別)が10万円以上であること。
- ・4月1日(火)以降に工事を始める方で、令和8年3月31日(火)までに工事及び工事費用の支払が完了し、完了報告書の提出を行うこと。(着工前に交付申請を行うこと。)
※完了報告書の提出については、工事完了後30日以内または令和8年3月31日(火)のいずれか早い日に提出してください。

○ 対象となる工事(例)	× 対象とならない工事(例)
・住宅の増改築、内装・外装工事 ・建具工事(戸、障子、襖)、畳の張替え ・硝子工事(アルミサッシ、戸) ・住宅設備工事(水まわり設備、システムキッチン、お風呂、トイレ)	・門扉、塀などの外構工事 ・物置、車庫、別棟離れの建築工事 ・家電製品、家具、備品の購入設置 ・他の助成を受けている工事費の部分 ・現在既に工事に着手している工事費の部分

◇補助金額および限度額

対象工事費(消費税別)の10%(但し1,000円未満は切り捨て)〔限度額10万円〕

◇申請期間

令和7年11月25日(火)まで

(ただし、予算額に達した場合、申請期間内であっても申請受付を締め切ることがあります。)

◇申請方法及び注意事項

着工前に、「住宅リフォーム補助金交付申請書」に次の書類を添えて交付申請してください。

※下記①～③については、本人同意により省略可。

①住民票 ②固定資産評価証明書 ③納税完納証明書 ④リフォーム見積書の写し

⑤リフォーム前の現場写真

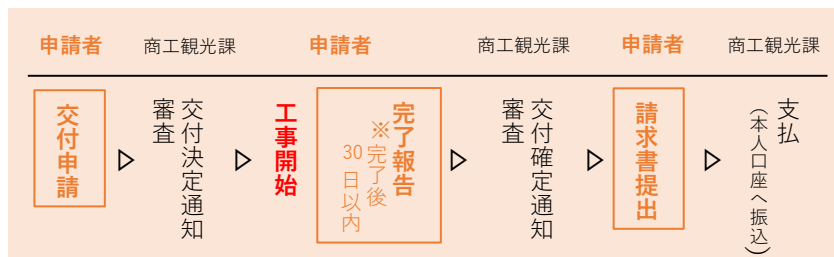
(工事を行う箇所がわかる写真を添付。部分的な工事でない限りは、建物や室内の全体の長さ・高さ・面積が写真から推定できるように可能な限り4面を写してください。)

※着工後の申請は対象となりませんのでご注意ください。

※工事実施については、交付決定通知書の交付後に着工してください。

※補助金の交付申請については、要件があり、ご相談内容によっては補助の対象とならない場合があります。申請前に一度商工観光課へご相談ください。

◇手続きの流れ



大洗町住宅リフォーム
補助金(大洗町HP)

問い合わせ・申請先/商工観光課 267-5111 (内線335)

令和7年度 大洗町住宅リフォーム補助金

< 交付申請・完了報告の流れ >

※工事に着手するおおむね一週間前までに申請してください。着工後の申請は対象となりませんのでご注意ください。また、工事実施については、交付決定通知書の交付後に着工してください。

※令和7年4月1日(火)以降に開始する予定の、令和8年3月31日(火)までに完了する工事が対象です。

【重要】令和5年度より変更

※過去に大洗町東日本大震災住宅修繕工事費補助金及び本補助金を受けた方であっても、本年度および過去10年度間(平成27年度以降)に受けていない場合は、再度申請が可能です。

1

交付申請

・必ず着工前に、「大洗町住宅リフォーム補助金交付申請書(様式第1号)」に次の書類を添えて交付申請してください。

・下記①～③については、交付申請書の「確認同意」欄の内容に同意いただいた場合、添付を省略できます。

【添付書類】 ①住民票 ②納税完納証明書(非課税の方は非課税証明書)
③固定資産評価証明書 ④見積書の写し ⑤着工前の現場写真

▼審査・交付決定通知(商工観光課)

2

工事着工

・リフォーム工事の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに「大洗町住宅リフォーム補助金変更等申請書(様式第3号)」を提出してください。



3

完了報告

・リフォームが完了した日から30日以内または令和8年3月31日(火)のいずれか早い日までに「大洗町住宅リフォーム完了報告書(様式第4号)」に次の書類を添えて完了報告してください。

【添付書類】 ①リフォーム代金の領収書の写し ②完了後の現場写真
③検査済証の写し(建築確認の申請が必要な場合)



▼審査・交付確定通知(商工観光課)

4

補助金の請求

・交付確定通知に同封する「大洗町住宅リフォーム補助金請求書(様式第6号)」を提出してください。(受付後、2週間程度で申請者口座へ補助金の振込を行います。)

【添付書類】 ①振込先の金融機関・支店・口座番号・名義が分かる書類
(通帳の表紙裏面の写し等)



大洗町住宅リフォーム補助金
(大洗町公式ホームページ)

問い合わせ・申請先／大洗町商工観光課 267-5111(内線335)